

令和7年度 第3回

札幌市子ども・子育て会議 認可・確認部会 資料

【認定こども園（保育所からの移行）の移行計画及び認定】

(1) 審査案件一覧	1
(2) 審査結果一覧	2～5
(3) 平面図	6～13
(4) 事業計画（抜粋）	14～21

(1) 審査案件一覧

【保育所型認定こども園】

番号	区	施設名（仮称）	整備予定地	設置者	利用定員					備考	ページ
					3号 (0歳)	3号 (1・2歳)	2号 (3～5歳)	1号 (3～5歳)	合計		
1	中央区	駒鳥保育所	北1条東8丁目	社福）北海道社会事業協会	9	30	51	9	99	・既存保育所の設備を使用（改修工事等の施設整備は行わない。） ・屋外遊戯場は公園（代替園庭）	2
2	中央区	認定こども園木育こどもの家	宮の森1条15丁目	株）よつ葉	2	14	24	4	44	・既存保育所の設備を使用（改修工事等の施設整備は行わない。） ・屋外遊戯場は公園（代替園庭）	2
3	北区	アスク新琴似こども園	新琴似7条2丁目	株）日本保育サービス	6	21	33	6	66	・既存保育所の設備を使用（改修工事等の施設整備は行わない。） ・園庭面積について移行特例を適用	3
4	東区	札幌厚成福祉社会保育園	東苗穂5条3丁目	社福）札幌厚成福祉社会	12	30	48	9	99	・既存保育所の設備を使用（改修工事等の施設整備は行わない。） ・園庭面積について移行特例を適用	3
5	白石区	アスク白石こども園	本通8丁目	株）日本保育サービス	6	21	33	6	66	・既存保育所の設備を使用（改修工事等の施設整備は行わない。） ・園庭面積について移行特例を適用	4
6	厚別区	新さっぽろとまと保育園	厚別東2条3丁目	社福）小野幌福祉社会	6	18	36	6	66	・既存保育所の設備を使用（改修工事等の施設整備は行わない。） ・園舎及び園庭面積について移行特例を適用	4
7	南区	認定こども園第二木育こどもの家	南沢5条3丁目	株）よつ葉	2	14	24	4	44	・既存保育所の設備を使用（改修工事等の施設整備は行わない。） ・屋外遊戯場は公園（代替園庭）	5
8	西区	八軒星の子保育園	八軒4条西5丁目	社福）八軒明星福祉社会	5	24	41	7	77	・既存保育所の設備を使用（改修工事等の施設整備は行わない。）	5

※2・3号利用定員については、全て現行の保育所の利用定員と同様に設定し、新たに1号利用定員を設定するため、1号利用定員分の定員増となる。